中国最新法令 〈速報〉

※月2回発行

2024年5月24日号(No.422)

https://www.mhmjapan.com/

本号編集責任者:江口 拓哉

森・濱田松本法律事務所 中国プラクティスグループ

- I. 重要法令等の解説
 - 1. 「事業者独占禁止コンプライアンス指針」
- Ⅱ.注目法令等の紹介
 - 1. 「関税法」
 - 2. 「生態保護補償条例」
 - 3. 「国家安全機関による行政法執行の手続規定」、「国家安全機関による刑事案件取扱の手続規定」
 - 4. 「受益所有者情報管理規則」
 - 5. 「資本項目外貨業務手引き(2024年版)」
 - 6. 「資金洗浄防止法(改正草案)」
- Ⅲ. その他の法令等一覧

I. 重要法令等の解説

1. 「事業者独占禁止コンプライアンス指針」¹ 国家市場監督管理局 2024 年 4 月 25 日公布、同日施行

執筆担当:吉佳宜、塩崎耕平、鈴木幹太

国家市場監督管理総局は、2024年4月25日、2020年9月11日に公表された「事業者独占禁止コンプライアンス指針」を初めて改正することになる「事業者独占禁止コンプライアンス指針」を公表した。この指針は、6章41条からなり、既存の独占禁止に関するコンプライアンス指針や手引²を踏まえつつ、より具体的なルールや参考例を示しているため、事業者が社内の独占禁止コンプライアンス管理体制を構築・改善する際に、より実行可能かつ運用性の高いガイドとなり得るものである。

この指針には法的拘束力がないが、特に、コンプライアンス奨励措置に関する記載、すなわち、事業者独占禁止コンプライアンス管理制度の構築・実施状況が独占禁止法執行機構による行政処罰の減免、調査の中止・終了等の考慮要素となる可能性があるとされている点は、注目に値し、実務上参考となると考えられる。

国家市場監督管理総局は、2024年3月21日に「事業者独占禁止コンプライアンス 指針(意見募集稿3)」を公表していたところ、今般正式に「事業者独占禁止コンプラ

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

⑥ Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

1

¹ 原文「经营者反垄断合规指南」

² 例えば、2023 年 9 月 5 日に施行された「事業者集中独占禁止コンプライアンス手引」(<u>本ニュースレターNo.408(2023 年 10 月 13 日発行)</u>をご参照。) や、2019 年 1 月 26 日に施行された「上海市事業者独占禁止コンプライアンス手引」等の地方法令がある。

^{3 &}lt;u>本ニュースレターNo.421(2024 年 4 月 26 日発行)</u>をご参照。

中国最新法令〈速報〉

イアンス指針」(以下「本指針」という。)を公布、施行した。

(1) 適用対象

本指針は、①中国国内において経済活動に従事する事業者、及び②中国国外において経済活動に従事しているが、当該経済活動が中国国内の市場競争に影響を与える事業者に適用される(2条)。

(2) コンプライアンス奨励措置

コンプライアンス奨励措置は、本指針で始めて言及されるものではないものの ⁴、本指針は、その適用範囲を全ての独占行為まで拡大し、奨励される措置の種類も拡張している。具体的には、下表のとおり、①調査前、②確約制度適用中、③リニエンシー制度適用中、及び④行政処罰決定前という 4 つの段階におけるコンプライアンス奨励措置を列挙した。

	適用段階	適用措置
1	調査前 5	独占禁止法執行機構が調査する前に、事業者が独占の疑いのある行為を終了しており、かつ、関連行為が軽微であり、競争上の損害を与えていない場合、同機構は、事業者独占禁止コンプライアンス管理制度の構築及び実施状況について、遅滞なく是正されたか否かを判断する際の考慮要素とすることができ、行政処罰を与えないことができる(33条)。
2	確約制度 ⁶ 適用中	事業者が、独占禁止法執行機構の認める期間内に具体的措置を講じ、独占の疑いのある行為の影響を除去することを確約した場合、独占禁止法執行機構は、事業者独占禁止コンプライアンス管理制度の構築及び実施状況について、調査を中止するか否かを決定する際の考慮要素とすることができ、調査を終了するか否かを決定する際に、同管理状況を評価することができる(34条)。
3	リニエンシー制度 適用中	事業者が自発的に独占禁止法執行機構に独占合意の形成に関する状況を報告し、かつ重要な証拠を提出した場合、事業者が独 占禁止コンプライアンス管理制度を積極的に構築又は改善し、 効果的に実施し、かつ違法行為の結果の軽減又は除去状況に重 要な役割を果たしたことが証明できれば、独占禁止法執行機構 は、処罰減免の範囲内でより大きな処罰減免の幅を事業者に対 して適用することができる(35条)。
4	行政処罰決定前 ⁷	独占禁止法執行機構が行政処罰を決定する前に、 <u>事業者が独占</u> 禁止コンプライアンス管理制度を積極的に構築又は改善し、効 果的に実施し、違法行為の結果の軽減又は除去に係る状況に重

⁴ 例えば、2023 年 9 月 5 日に施行された「事業者集中独占禁止コンプライアンス手引」では、「事業者 集中」に関する独占禁止コンプライアンス管理制度の構築・実施状況が、違法な「事業者集中行為」に 対する当局による「行政処罰の減免」の考慮要素となる可能性があることが明記されている。

⁵ 当該「調査」とは、正式立件調査を指すか、正式立件調査前の違法行為の端緒等の調査段階も含むか は不明確である。

⁶ 確約制度は、中国独占禁止法 53 条に規定されており、関連する指針として、2019 年 1 月 4 日に施行された「独占事案における事業者の確約に関する指針」が存在する。

⁷ このことから、調査開始後に事業者が独占禁止コンプライアンス管理制度を構築又は改善することにより、当局にコンプライアンス奨励措置を申請し、事業者への行政処罰を軽減することができる余地も想定し得る。もっとも、独占禁止コンプライアンスリスクの予防・低減の観点からは、平時から有効な独占禁止コンプライアンス管理制度を構築しておくことが望ましいものと考えられる。

中国最新法令 〈速報 〉

要な役割を果たした場合、独占禁止法執行機構は、<u>情状を酌量して軽きに従い処罰し、又は処罰を減軽することができる</u>(36条)。

なお、コンプライアンス奨励措置の申請に対する審査は、実体を審査することとされているため、形式的に独占禁止コンプライアンス管理制度が存在していることのみでは、実体審査の要件を満たさないことに留意する必要がある(37条)。

(3) 独占禁止コンプライアンス管理制度・組織の構築

ア コンプライアンス管理の原則的な考え方

本指針は、独占禁止コンプライアンス管理の原則として、①事業者が所属業界の特性や市場競争状況等の要素を踏まえて、コンプライアンスリスクが生じる可能性がある業務分野、業務プロセス及び業務部署を把握し、独占禁止コンプライアンス管理を実施すること、②事業者が自身の業務規模、ビジネスモデル、コーポレートガバナンス等に応じて、適切な独占禁止コンプライアンス管理制度を構築すること(具体的には、(i)大規模事業者には、比較的高度な内容の管理体制の構築が求められるが、(ii)中・小規模事業者には、実情に照らし、発展段階及び能力に応じた管理体制の構築が求められる)、並びに③独占禁止コンプライアンス管理制度が、すべての業務分野・部門・従業員をカバーし、意思決定・執行・監督・フィードバックを含む各段階を貫くものであることを挙げている(4条)。

イ 事業者内部における管理組織の構築

本指針は、コンプライアンス管理組織の構築について、単独の章を置けて、事業者に対して、実効的なコンプライアンスを実現することを前提に、自身の規模、業務の特性、運営コスト等の実情を踏まえた独占禁止コンプライアンス管理組織体制の合理的な設置を求めている(6条2項)。また、専門的、かつ質の高い独占禁止コンプライアンス管理チームの設立、事業規模・コンプライアンスリスクのレベル等に適した独占禁止コンプライアンス管理要員の配置が奨励されている(12条)。

これに関連し、本指針で示されている、事業者内部における独占禁止コンプライアンス管理組織及びそれぞれの役割については下表のとおり整理できる。実情等に応じて、これらの組織を専門機構として設立するか、既存部門に関連機能を与えるか選択できることとされており、規模、業務の特性、運営コスト等の実情に鑑み、特段新たな組織を設立せずに本指針に対応することもあり得ると考えられる。

組織		役割	
独占禁止		• 最高機関	独占禁止コンプラ
コンプラ	コンプライアンス 統制機構	・独占禁止コンプライアンス管理を組織して	イアンス管理業務
イアンス		リードし、かつ統括する。独占禁止コンプライ	の統括、組織及び
管理機構		アンス管理の重大事項の検討及び決定に責任を	推進に責任を負う
(実情等		負う(7条2項)。	(6条1項)。

中国最新法令 〈速報〉

に応じて、専門	コンプライアンス 管理責任者	独占禁止コンプライアンス管理の全体配置及び 組織実施に責任を負う(7条2項)。	
機構と立、門機を対している。というでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	コンプライアンス 管理主導部門	独占禁止コンプライアンス管理業務の推進及び 実施、並びに他部門へのコンプライアンス支援 に責任を負う(7条2項)。	
業務及び職能部門		・当該部門の日常的な独占禁止コンプライアンス管理業務に責任を 負う。 ・監査、法務、内部統制等の部門はそれぞれの職務権限の範囲内で独 占禁止コンプライアンスの監督に関する職務を遂行する(6条1項)。	

上記アで記載したように、大規模事業者には、比較的高度な内容の独占禁止コンプライアンス管理体制の構築が求められるところ、少なくとも大規模事業者は、上表に掲げた組織を設立することが推奨される。

(4) コンプライアンスリスクの把握・管理

本指針は、事例を通じて、事業活動を行う際に回避すべきコンプライアンスリスクの高い行為 ⁸の具体例や、注意喚起すべきリスクの高い人員 ⁹を列挙し、コンプライアンスリスクの識別及び評価に、より詳細な指針を示している(第3章)。

また、本指針は、事業者が中国国外で事業を行う場合、現地における独占禁止関連法規を理解及び遵守することの重要性を強調している。そのうえで、中国国外で重大な独占禁止法リスクが発生した場合、独占禁止コンプライアンス管理組織が、企業の意思決定層及び高級管理層に遅滞なく報告し、内部調査及び対応措置を講じることを要求するとともに、海外企業及び対外投資連絡サービスプラットフォーム等のルートを通じて、関連政府部門及び在外公館に報告することも奨励した(21条1項)。さらに、事業者がその事業規模、事業に関与する主要な法域、所属業界の特性及び市場状況、事業運営に直面する法的リスク等に応じて、中国国外での独占禁止コンプライアンス体制を構築することや、既存のコンプライアンス体制に中国国外での独占禁止コンプライアンスに係る規則を組み込むことも推奨している(21条2項)。

(全 41 条)

⁸ 独占禁止法で禁止されている独占合意行為、市場支配的地位濫用行為、事業者集中行為、行政権限の濫用による競争の排除又は制限行為に係る独占行為、審査及び調査への協力を拒絶する行為

⁹ 法定代表者、高級管理職及び主要業務部門(販売、仕入、価格・ビジネス方針の制定、買収管理、販売網管理及び業種協会への連絡等の事項に係る部門)において、競争上機微な情報(商品のコスト、価格、割引、数量、品質、売上、利益又は利益率、及び事業者の研究開発、投資、生産、営業計画、顧客リスト、将来の経営戦略等の市場競争と密接に関連する情報を指す。ただし、すでに公開開示している情報又は公開ルートから獲得できる情報を除く。)を知り、競争関係にある事業者又は川上・川下事業者と接触する可能性のある担当者(14条2項、3項)

中国最新法令 〈速報〉

Ⅱ. 注目法令等の紹介

1. 「関税法」10

全国人民代表大会常務委員会 2024年4月26日公布、2024年12月1日施行

執筆担当:張超、青山慎一

これまでの中国の関税徴収管理は、「輸出入関税条例」や税関の公告、通知等を主な 法的根拠としてきた。本法は、同条例の一部の規定を引き継ぎつつ、公告や通知等の 行政規定や税収管理実務を反映させたものであり、主な内容は以下のとおりである。

- ① 納税者の合法的な権益の保護を立法目的の一つとして規定(1条)
- ② 越境電子商取引における関税の源泉徴収義務者の明確化(3条2項)、課税標準価格・商品分類・原産地の確定権限の税関への付与(31条)と一括徴税制度の確認(43条)等、行政規定と税収徴収管理の実務を反映
- ③ 既存のアンチダンピング、反補助金又はセーフガード等の措置を維持しながら、 最恵国待遇条項、関税優遇条項の不履行に対する対等措置(17条)、合理的な 商業目的のない納税額の低減に対する迂回防止措置(54条)の実行権限を規 定
- ④ 税関による納税額の確認制度の新設(45条)と過剰納付額の還付に関する申請期限の延長(51条)
- ⑤ 納税者の合併、分割、破産清算時の報告義務の不履行、納税者の財産の移転又は隠匿等による未納税金の追徴への妨害、源泉徴収義務者による源泉徴収義務の不履行に対する罰則等を新設(62~64条)

また、本法は、租税法定主義を全面的に実施するため、関税の具体的税目、税率及び適用規則を定める「輸出入税則」を付属文書として同時に公布した(4条)。

(全72条)

2. 「生態保護補償条例」11

国務院 2024年4月6日公布、2024年6月1日施行

執筆担当:胡 勤芳、塩崎 耕平、水本 真矢

本条例は、単位や個人に積極的に生態保護の取組みを行うインセンティブを与える ための生態保護補償制度について規定するものである。なお、本条例は新たに制定さ れるものであるが、生態保護補償制度は本条例以前から導入されていた ¹²。

本条例が定める「生態保護補償」には、垂直的補償(国が、重要な生態環境の保護

¹⁰ 原文「关税法」

¹¹ 原文「生态保护补偿条例」

^{12「}生態保護補償制度仕組みの構築、整備に関する意見」など。

中国最新法令 〈速報〉

を実施した単位・個人等に対し、給付等の手段により補償すること)、水平的補償(地方人民政府間で生態保護補償メカニズムを構築し、書面により生態保護補償の協議書を締結することで、地域間の水平的な生態保護補償を実施すること)、市場メカニズムによる補償(生態製品・サービス購入の奨励、炭素排出権取引、汚染物質排出権取引、水利権取引制度等)が含まれる(2条2項、8条、14条、17条、21条、22条)。生態保護に対する補償は、金銭補償、相互協力、事業地移転、人材育成、園区の共同建設、生態製品・サービスの購入等様々な方法により行われるとされる(2条2項)。

本条例は、垂直的補償、水平的補償、市場メカニズムによる補償それぞれについて 原則的な内容を定めるのみであり、詳細な内容は、今後制定される予定とされている 13。

(全33条)

3. 「国家安全機関による行政法執行の手続規定」、「国家安全機関による刑事案件取扱の手続規定」¹⁴

国家安全部 2024年4月26日公布、2024年7月1日施行

執筆担当:沈陽、森琢真、鈴木幹太

国家安全部は、国家安全機関による行政法執行の手続規定(以下「本行政法執行規定」という。)及び国家安全機関による刑事案件取扱の手続規定(以下「本刑事案件取扱規定」という。)を公布した。国家安全部は、両規定は、国家安全機関の権力の明確化、手続きの規範化、法の執行に対する監督の強化及び人権の保障と尊重を目的とするものであると説明している 15。国家安全機関による行政法施行の手続き及び刑事事件取扱の手続きを詳細に定めたものであり、両規定の主な内容は以下のとおりである。

(1) 本行政法執行規定

本行政法執行規定は反スパイ法、国家情報法、行政処罰法、行政強制法に関する法律及び行政法規に基づき、制定されており、国家安全機関が反スパイ法や国家情報法に基づき職責を履行する際の具体的な手続きを定めている。本行政法執行規定は、総則、安全防止指導、調査・証拠調べ、収用補償、行政処罰、期間及び送達、並びに附則の7章、140条から構成される。

本行政法執行規定は、企業等の反スパイ安全防止業務 ¹⁶は、国家安全機関による 指導、監督検査を受けると定め (9条)、国家安全機関による指導、監督、及び企業 等が反スパイ安全防止義務に違反した場合の措置等について規定している (9条~15 条)。

¹³ 記者会見での回答。http://www.news.cn/politics/20240412/61420004be574caf8018a764da5569d4/c.h

¹⁴ 原文「国家安全机关行政执法程序规定」、「国家安全机关办理刑事案件程序规定」

¹⁵ 国家安全部公式 Wechat アカウント 2024 年 4 月 29 日記事による。

¹⁶ 反スパイ法 12 条では、企業等の反スパイ安全防止業務の主体責任を負い、国家安全機関は法により 反スパイに係る安全防止業務を調整、指導し、監督、検査すると定めている。

中国最新法令 〈速報 〉

また、本行政法執行規定は、被疑者に対する尋問、関連機関に対する質問、設備等の検査確認、資料・データ等の調査、人身・物品・場所の検査、仮差押え等の強制措置、識別、鑑定等、国家安全機関による調査、証拠調べについての手続きを詳細に定めている(第3章)。調査・証拠調べは、二人以上の法執行人員により実施すると規定する(16条)。電子設備、施設及び関連プログラム、ツール 17の検査確認を行う際に、原則として市レベル以上の国家安全機関の責任者の認可を受け、検査確認通知書を作成する必要があるが、緊急時において、当該検査確認通知書を作成せず、認可を経た上で、国家安全機関の職員の身分証明 18を提示することで、その場で検査確認を実施できるように定められている(40条2項)19。

また、管轄、忌避等の一般条項、簡易手続、普通手続、公聴手続、執行手続についても定めている(第5章)。当事者が危害結果を除去し又は軽減した場合、他人に脅迫、勧誘されて違法な行為を行った場合や自ら出頭して国家安全機関に供述した場合等において、行政処罰を減軽しなければならないと定められている(100条)。

(全 170 条)

(2) 本刑事案件取扱規定

本刑事案件取扱規定は、刑事訴訟法に基づく法執行を保障するため、国家安全機関が刑事訴訟手続きを実施する際に、職権を正確に履行し、手続きを規範化し、案件処理の質を確保し、効率を高めるため、関係法令に基づき制定された(1条)。全 11章 360条から構成される。

国家安全機関は、国家安全に関連する刑事事件を担当する(16条)。国家安全に危害を与える刑事案件の立件、偵察、事前審査、強制措置の決定、執行を行い、偵察の結果に基づき、立件の撤回、検察機関又は関連機関への移送を行う(3条)。

本刑事案件取扱規定では、国家安全機関が担当する刑事事件の管轄、忌避、弁護士の関与 20、証拠の収集、行政措置の実施等について詳細に定めており、また国家安全機関による立件、偵察、刑罰の執行、未成年事件の取扱等の手続きについても、詳細に定めている。

(全360条)

¹⁷ ツールの概念は明確ではないことから、携帯電話等も含まれる可能性があると考えられている。

¹⁸ 具体的には、区を設置する市レベル以上の国家安全機関の責任者の認可を経て、執行者が人民警察証または偵察証を提示することが要求されている。

¹⁹ 反スパイ法 25 条では、国家安全機関の職員は、市レベルの国家安全機関の責任者の承認を経た上で、業務証明書を提示することにより、電子設備等の検査確認ができると定められている。本行政法執行規定では、上記検査確認の手続きについてより詳細に定めたと考えられる。

²⁰ 弁護士への委託、弁護士への告知や接見及びこれらに対する制限等が具体的に定められている。

中国最新法令 〈速報〉

4. 「受益所有者情報管理規則」²¹ 中国人民銀行、国家市場監督管理総局 2024年4月29日公布、2024年11月 1日施行

執筆担当:崔俊、青山慎一

中国人民銀行及び国家市場監督管理総局は、市場の透明性を向上させ、市場秩序と金融秩序を維持し、マネーロンダリングとテロ資金調達活動を予防し抑制するため、資金洗浄防止法及び企業登記管理の関連法律・行政法規 ²²に基づき、「受益所有者情報管理規則」(以下「本規則」という。)を公布した ²³。本規則において、「受益所有者」とは、最終的に登録主体を所有し、もしくは実質的に支配し、又は登録主体の最終的な利益を享受する自然人を指すと定められており(15条)、その基準 ²⁴についても詳細に規定している(6条)。また、届出主体については、会社、パートナーシップ企業、外国会社の支店が該当し(2条)、受益所有者の届出の際に提出すべき情報 ²⁵についても規定されている(11条)。さらに、登録主体が本規則に従って受益所有者情報の届出を行わない場合、企業登記管理に関する行政法規に基づいて処理されることとし、中国人民銀行及びその支店が、登録主体により届け出された受益所有者情報が不正確であることを発見した場合は、期限を設けて登録主体に是正を命じることとし、是正を拒否したときは、5万元以下の過料に処すると定めている(14条)。

(全 17 条)

5. 「資本項目外貨業務手引き (2024 年版)」²⁶ 国家外貨管理局 2024 年 4 月 3 日公布、2024 年 5 月 6 日施行

執筆担当: 戴 楽天、青山 慎一

国家外貨管理局は、資本項目 27に対する業務管理を最適化し、業務フローの簡素化

²¹ 原文「受益所有人信息管理办法」

²² 受益所有者の登記について規定する「市場主体登記管理条例」及び「市場主体登記管理条例実施細則」については、<u>本ニュースレターNo.360(2021 年 10 月 1 日発行)</u>及び <u>No.372(2022 年 3 月 25 日発行)</u>をご参照。市場主体登記管理条例実施細則 7 条は、受益所有者情報管理制度は、中国人民銀行が国家市場監督管理総局と共に別途制定すると規定しており、中国人民銀行及び国家市場監督管理総局は、2021年 12 月 27 日、「市場主体受益所有者情報管理暫定規則(意見募集稿)」を公表していた。

²³ 記者会見: https://www.gov.cn/zhengce/202404/content 6948629.htm

²⁴ (i) 直接的または間接的に登録主体の 25%以上の株式、持分、又はパートナーシップの権益を最終的 に所有していること (ii) i の基準を満たしていないが、最終的に登録主体の 25%以上の収益権、議決権 を享受していること (iii) i の基準を満たしていないが、単独又は共同で登録主体を実質的に支配していること。

²⁵ 氏名、性別、国籍、生年月日、常居所地又は勤務先の住所、連絡先、身分証明書等、及び受益所有権 関係の種類、発生日、終了日(もしあれば)

²⁶ 原文「资本项目外汇业务指引(2024 年版)」

²⁷ 外貨管理条例において、「資本項目」とは、国際収支のうち対外資産及び負債の水準に変動を生じさせる取引項目をいい、資本移転、直接投資、証券投資、派生商品及び貸付等が含まれる。なお、これに対する概念である「経常項目」とは、国際収支のうち貨物、サービス、収益及び経常移転にかかわる取引項目等をいう。(「外貨管理条例」52条)

中国最新法令 〈速報〉

や越境投資の利便化を図るため、本手引きを公布した。なお、本手引きの施行と同時に 2020 年版の「資本項目外貨業務手引き」は廃止される。本手引きは 2020 年版から多数の箇所が修正されているが、主な修正点には以下が含まれる。

- ① 国内機構による国外貸付に関して、国外貸付残高上限額の計算公式 ²⁸を規定 し、また、貸付資金の出所は自己資金等の国の要求に合致しなければならない とされている(2.4.4.1条)。
- ② 国内企業が国外貸付債権を株式に転換する際に、まず国外投資の事前届出・審 査認可手続を行い、外貨管理局にて国外貸付の限度額を変更した後、国内銀行 にて投資に関する手続を行うという手続の順序が明記されている(2.4.4.2条)。
- ③ 2022年5月30日から試験的に施行されている越境融資利便化のための規則 ²⁹ により、ハイテク企業等が外債を借り入れる際に、投注差 ³⁰等の制限を受けず、一定の融資枠内に自由に外債を借り入れることが認められているが、本手引きはかかる外債の登記手続が明記されている(3.3.3.1 条)。また、原則として、外債の引出と弁済は同じ通貨でなければならないが、本手引きにおいて、債務者の実際の需要に応じて、引出・弁済の通貨は契約時の通貨と異なることができると緩和されている(9.1.3.2 条)。
- ④ 外国投資者である株主が A 株上場会社の発行した転換社債を引き受ける際の 手続は、本手引きを参照すべきと規定され、また、口座開設や変更登記等の手 続が明記されている(7.9.3.7条)。
- ⑤ 2022 年 3 月 1 日から施行されている「銀行業金融機構国外貸付業務に関する 事項についての通知」³¹を受けて、本手引きにおいて、国内銀行による国外貸 付業務に関する手続及び審査基準等が新たに規定されている(9.11 条)。
- ⑥ 適格国内機関投資家 (QDII) の投資枠の申請資料及び適格外国機関投資家 (QFII/RQFII) の登記申請資料が簡素化されている(4.1 条、10.1 条)。
- ⑦ 企業が管轄外貨管理局の管轄地域外に移転する際の手続(11.1 条)、及び電子化業務のオンライン処理の手続(11.5 条)が新たに規定されている。

(全11章)

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

²⁸ 国外貸付残高上限額=直近1期の監査済所有者持分*マクロプルーデンス政策係数 (0.5)

²⁹ 「ハイテク及び『専精特新』企業の越境融資利便化の試行実施への支持に関する通知」(原文: 国家外 汇管理局关于支持高新技术和"专精特新"企业开展跨境融资便利化试点的通知)

³⁰ 投注差とは、投資総額と登録資本金の差額のことを指し、外商投資企業が国外の親会社等から借入(外債)を行う場合、投注差制度が適用されれば、投注差という金額枠の中で自由に借り入れることが可能とされている(「外債管理暫定規則」18条)。

³¹ 原文:关于银行业金融机构境外贷款业务有关事宜的通知(銀発[2022]27号)

中国最新法令 〈速報〉

6. 「資金洗浄防止法(改正草案)」32

全人代常務委員会 2024年4月26日公布、意見募集期限2024年5月25日

執筆担当:李 昕陽、水本 真矢

本意見募集稿は、2006年に公布された「資金洗浄防止法」(以下「現行法」という。) を全面的に改正しようとするものである 3334。本改正草案における現行法からの主な改正 点は以下のとおりである。

① 「資金洗浄防止」の定義の拡大

現行法では、法律の対象となる「資金洗浄防止」は、「薬物犯罪、反社会的性質の組織犯罪、テロ活動犯罪、密輸犯罪、汚職贈賄犯罪、金融管理秩序破壊犯罪、金融詐欺犯罪等による犯罪所得及び収益の出所及び性質を、各種の方法を通じて偽り及び隠蔽する資金洗浄活動を防止するため、本法の規定に基づき関連の措置を講じる行為」をいうとされており(2条)、対象となる犯罪が限定されていた。本改正草案は、(i)対象となる犯罪をすべての犯罪に拡大し、かつ、(ii)目的に関連違法活動やテロリズムへの融資の予防と抑止を追加した(2条)。

② 金融機関 35による顧客デューデリジェンス

現行法では、金融機関による資金洗浄防止義務として顧客身分識別制度 ³⁶の確立義務が定められている(16 条)。本改正草案は、顧客身分識別制度を廃止し、顧客デューデリジェンス制度の構築義務を定めた(26 条)。金融機関は、デューデリジェンスを通じて、顧客の身分のみならず、取引背景やリスク状況を把握しなければならないとされている。もっとも、現在も金融機関は「金融機関による顧客デューデリジェンス及び顧客の身分資料、取引記録保存管理規則」³⁷に基づき顧客デューデリジェンスを実施しており、実務に大きな変更が生じるものではないと考えられる。

加えて、金融機関が顧客デューデリジェンスを行う際に、公安、市場監督管理、民政、 税務、移民管理、電信管理等の部門に顧客の身分等の情報を確認することができると された(31条)。現行法上も顧客身分識別のための顧客の身分等の確認は可能とされて いるが(18条)、確認を行うことができる部門が詳細に列挙されている。

③ 特定の非金融機関の資金洗浄防止義務

金融機関以外の資金洗浄防止義務について、現行法は、35条で、「特定の非金融機

³² **原文「**反洗钱法(修订草案)」

³³ 本意見募集稿は、意見募集を踏まえて内容が修正される可能性があり、正式に公布・施行されるまで は法的拘束力を有しない。

^{34 「}資金洗浄防止法」の改正草案は 2021 年にも一度公布されている (<u>本ニュースレターNo.355 (2021</u> 年7月9日発行) ご参照)。

³⁵ 本改正草案において金融機関とは、中国国内で設立された銀行業、証券先物業、保険業を営む金融機関、銀行以外の決裁機関及びその他国務院の主管部門が決定公表する金融業務に従事するその他の機構を指すとされている(59条)。

³⁶ 顧客と業務関係を確立し、又は顧客のために規定の金額以上の現金送金、現金両替、手形支払等の一回限りの金融サービスを提供する場合は、顧客に真実かつ有効な身分証明書又はその他の身分証明書の提示を求め、これを照合したうえで、記録する等。

³⁷ 中国人民銀行、銀行保険監督管理委員会、証券監督管理委員会、2022 年 1 月 19 日公布、2022 年 3 月 1 日施行。

中国最新法令 〈速報〉

関」について国務院の主管部門等が具体的な規則を制定するとし、これに基づき、「特定の非金融機関」の定義及び資金洗浄防止義務の内容を定める通知がいくつか存在していた 38。本改正草案は、(i)「特定の非金融機関」は金融機関に関する規定を参照して資金洗浄防止義務を履行しなければならないとして法律上特定の非金融機関の資金洗浄義務を明確化し、かつ、(ii)「特定の非金融機関」の定義も法律上明確にした。「特定の非金融機関」には、不動産開発企業、不動産仲介機構、会計事務所、法律事務所、公証機関 39、貴金属、宝石現物の取引商等が含まれる(60条)4041。

④ 受益所有者の情報照会制度

本改正草案は、金融機関及び特定非金融機関による資金洗浄防止のため、「受益所有者」に関する情報照会制度を新設した(17条)。法人又は非法人組織は「受益所有者」情報を更新・保存し、登記機関に適時に「受益所有者」情報を提出・更新しなければならず、資金洗浄防止の主管部門と登記機関は、「受益所有者」情報を管理しなければならない(上記「受益所有者情報管理規則」参照。)。資金洗浄防止の主管部門や関連する当局は、法に従って「受益所有者」情報を使用することができ、金融機関及び特定非金融機関は、資金洗浄防止義務の履行に当たり、「受益所有者」情報を照会・確認しなければならない。ただし、「受益所有者」情報の利用は、国家機密、営業秘密及び個人情報を保護しつつ行われなければならない。

「受益所有者」の定義等は上記「受益所有者情報管理規則」参照。

上記のほか、本改正草案では、資金洗浄防止特別予防措置(38 条)、一般企業、個人の金融機関等による資金洗浄防止の協力義務(5 条、9 条、36 条)、資金洗浄行為に対する処罰の強化(第6章)等の内容も規定されている。

(全62条)

Ⅲ、その他の法令等一覧

2024年4月9日から2024年5月6日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである(上記にて取り扱った法令等を除く。)。

³⁸ 例えば「中国人民銀行による貴金属取引所の資金洗浄防止とテロ資金供与防止業務の強化に関する通知」、「住宅都市農村建設部、人民銀行、銀行監督管理委員会による住宅購入融資の規範化と資金洗浄防止業務の強化に関する通知」、「財政部による登録会計士業界の監督強化に関する通知」。特定の非金融機関の定義は、「中国人民銀行弁公庁による特定の非金融機関の資金洗浄監督管理業務の強化に関する通知」で規定されている。

³⁹ 会計事務所、法律事務所、公証機関については、顧客からの依頼に基づき不動産の売買を行い、資金、証券、その他の資産を管理し、銀行口座、証券口座を管理し、企業の設立や運営のための資金調達、及び営利性実態業務の売買を代理する会計事務所、弁護士事務所、公証機関を指している。

⁴⁰ ただし、特定の非金融機関の定義は、現行法に基づき「中国人民銀行弁公庁による特定の非金融機関 の資金洗浄監督管理業務の強化に関する通知」で定められているものと基本的に一致している。

⁴¹ 現行法上は、この他会社サービス提供者が関連業務を提供する場合(企業の設立、運営、管理などの専門サービスの提供、企業の取締役、パートナーの担当又は手配、会社株式の保有、企業に登録住所、オフィス住所、通信住所などの提供)も特定の非金融機関に当たるとされている。

中国最新法令 〈速報〉

1. 「市場監督管理行政法執行電子データ証拠取得暫定規定」

(原文:市场监督管理行政执法电子数据取证暂行规定) (国家市場監督管理総局、2024年4月7日公布、同日施行)

2. 「商標権侵害事件違法経営額計算規則(意見募集稿)」

(原文:商标侵权案件违法经营额计算办法(征求意见稿)) (工業情報化部弁公庁、2024年4月11日公布、2024年5月15日まで意見募集)

3. 「学位法」

(原文:学位法)

(全人代常務委員会、2024年4月26日公布、2025年1月1日施行)

4. 「農業技術推進法」

(原文:农业技术推广法)

(全人代常務委員会、2024年4月26日公布、同日施行)

5. 「未成年保護法」

(原文:未成年人保护法)

(全人代常務委員会、2024年4月26日公布、同日施行)

6. 「生物安全法」

(原文:生物安全法)

(全人代常務委員会、2024年4月26日公布、同日施行)

7. 「生態環境部行政不服審査規則」

(原文:生态环境部行政复议办法)

(生態環境部、2024年4月11日公布、2024年6月1日施行)

8. 「化粧品検査管理規則」

(原文:化妆品检查管理办法)

(国家薬品監督管理局、2024年4月26日公布、2024年11月1日施行)

9. 「汚染物排出管理規則」

(原文:排污许可管理办法)

(生態環境部、2024年4月1日公布、2024年7月21日施行)

10. 「統計法(改正草案)」

(原文:统计法(修订草案))

(全人代常務委員会、2024年4月26日公布、2024年5月25日まで意見募集)

11. 「会計法(改正草案)」

(原文:会计法(修订草案))

(全人代常務委員会、2024年4月26日公布、2024年5月25日まで意見募集)

中国最新法令 〈速報〉

セミナー情報

▶ セミナー 『第 5395 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「中国における「環

境規制」の徹底理解-基礎から最新の処罰事例までをわかりやすく

解説一」』

開催日時 2024年7月3日(水) 13:30~15:30

講師 五十嵐 充、水本 真矢

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

文献情報

▶ 論文 「「対話で学ぶ」「知らなきゃ困る」 グローバル個人情報保護規制

(18) プライバシー影響評価・データ保護影響評価」

掲載誌 会社法務 A2Z 2024 年 5 月号

著者 田中 浩之、蔦 大輔、北山 昇、市川 雄一(共著)

論文 「中国会社法改正の解説③」

掲載誌 国際商事法務 Vol.52 No.4

著者 五十嵐 充、井村 俊介、胡 勤芳、呉 馳、李 昕陽(共著)

▶ 論文 「中国最新法律事情(278)中国の事業者集中の申告基準の改正」

掲載誌 国際商事法務 Vol.52 No.4

著者 鈴木 幹太、塩崎 耕平、李 昕陽(共著)

▶ 論文 「中国反スパイ法改正の概要と留意点」

掲載誌 月刊 研究開発リーダー 第 216 号

著者 鈴木 幹太 (単著)

NEWS

▶ 時井 真 弁護士が入所しました

(以下、時井 真 弁護士からのご挨拶)

拝啓

皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、森・濱田松本法律事務所にて執務させていただくことになりました、時 井真と申します。

SEとして社会経験を積んだ後司法試験に合格しました。知的財産法の研究と実務 は車の両輪と考え、今までのキャリアを振り返ると研究者としての経歴と実務家

中国最新法令 〈速報〉

としての経歴が半々を占めます。実務家としては、特許権侵害訴訟に重点を置いており、2013年には、主張額203億円(請求額1億5千万円)の損害賠償が争われた特許事件に関する訴訟の被告側代理人として請求棄却に結び付けました。また、研究者としては特許要件における進歩性を生涯の研究テーマにし、2023年には、10年の歳月をかけ、2,400件の裁判例を分析した単著『特許法における進歩性要件-基礎理論と日本、中国、ドイツ、EPO及び米国の裁判例分析』信山社(2023年)を刊行しております。

今後は、これまでの経験を活かし、より専門性を深め、ご依頼をいただくクライアントの皆様のお役に立てるよう努力邁進して参る所存でございますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

敬具

令和6年5月吉日 弁護士 時井 真

▶ 千村 大樹 弁護士が入所しました

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、鈴木幹太 五十嵐充、井村俊介、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩 崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、 渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真 吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴楽天、呉馳、張雪駿、沈暘、李昕陽

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1

丸の内パークビルディング TEL: 03-5220-1839 FAX: 03-5220-1739

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号 恒生銀行大厦 22 階 200120 TEL: +86-21-6841-2500 FAX: +86-21-6841-2811 ■ shanghai@mhm-global.com

BELING

北京市朝陽区東三環北路 5 号 北京発展大厦 316 号室 100004 TEL: +86-10-6590-9292 FAX: +86-10-6590-9290 ■ beijing@mhm-global.com